

豊前市農業委員会議事録

- 1 招集日時 令和 2 年 8 月 11 日 10 時 00 分
- 2 招集場所 豊前市役所3階 第1会議室
- 3 会議の議題は、下記のとおりである。

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請に対する決定について

議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

4 豊前市農業委員会委員の出欠は、下記のとおりである。

委員 総数 12名

出 席 10名

欠 席 2名

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
会長1番	松本 克己	欠	7番	我毛 真一	出
副会長2番	青木 一巳	出	8番	寺光 正博	出
副会長3番	畠中 安生	出	9番	山本 一彦	出
4番	川崎 信彦	出	10番	磯永 優二	出
5番	柏木 伸夫	出	11番	山崎 廣美	欠
6番	吉永 新一	出	12番	森本 一男	出

5 農業委員会の議長は、下記のとおりである。

議長 青木 一巳

6 農業委員会事務局職員は、下記のとおりである。

事務局長 加来 孝幸

係長 後小路 博敏

開会の宣言

事務局 只今から令和2年8月の定例総会を開催いたします。出席委員は12名中10名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

青木委員

本日会長が欠席されておりますので、私が議長を務めさせていただきます。

議長 10時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は6番吉永新一委員、7番我毛真一委員にお願いします。会議書記は事務局職員の後小路さんにお願いします。次回の会議について日程説明。

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は2件でございます。

「議案第1号、通り番1から2を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

6番委員発言 通り番1について説明致します。農地は空き家に付随した農地の指定を受けています。譲渡人[REDACTED]氏の農地を譲受人[REDACTED]氏に売買するものでございます。間違いありませんので、宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 無いようでございますので、続きまして通り番2についてでございますが、本件の利害関係人である3番畠中安生委員ご退室をお願いします。(3番畠中安生委員退室) 地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番2

7番委員発言 通り番2について説明致します。
通り番2について、農地の所有者である[REDACTED]氏は遠方にお住まいでの耕作管理ができないという事で譲受人[REDACTED]氏が譲り受け、耕作管理をしていくとの事でございます。場所は広瀬の集落で、佐井川沿いにあります。間違いありませんのでご審議をお願いいたします。

議長 議案第1号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 無いようでございますので、3番畠中安生委員の入室を許可します。(3番畠中安生委員入室)ほかに何かございませんか。無いようでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について通り番1から2は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし

議長 全員異議なしとのことですので、議案第1号、許可申請通り番1から2について原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は4件でございます。

〔議案第2号、許可申請の通り番1から4を、議案書をもとに朗読〕

議長 議案第2号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

5番委員発言 通り番1について説明致します。

貸付人 [REDACTED] 氏、借受人 [REDACTED] 氏でございます、苗字は同じですが、赤の他人でございまして、いきさつは、[REDACTED] 氏が施設に入っておいでで、[REDACTED] 氏が草刈等管理を行っております。その関係上で、使用貸借で [REDACTED] 氏が借り受けるとの事でございます。場所は [REDACTED] の山手にあります [REDACTED] の道路を挟んで前でございます。間違いありません。よろしくご審議お願いします。

議長 議案第2号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 無いようでございますので、続きまして議案第2号、通り番2、及び、通り番3について、地元委員の説明をお願いします。

通り番2

12番委員発言 議案第2号、通り番2及び通り番3については同じ八屋でございますので続けて説明致します。

通り番2について、譲渡人 [REDACTED] 氏自身が取締役である [REDACTED] に農地を売却し、駐車場として転用するものです。すでに農地の状態ではなく、現状のまま使用するとの事で、始末書が添付されております。場所は旧国道から教校に入り [REDACTED] の駐車場を挟んで反対側となります。

続きまして、通り番3でございます。譲渡人 [REDACTED] 氏の農地を譲受人 [REDACTED] 氏が購入し、事務所と資材置き場に転用するものです。この土地もすでに農地としての利用が難しく始末書が添付されております。場所は [REDACTED] の道を挟んだ反対側です。

通り番2及び通り番3についてはどちらも用途区域内であり、転用するにあたり問題もなく、間違いありませんので、よろしくご審議

お願いします。

議長 議案第2号の通り番2及び通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 無いようでございますので、続きまして議案第2号、通り番4について、地元委員の説明をお願いします。

通り番4

3番委員発言 通り番4について説明致します。

自己住宅の建築のため譲渡人 [] 氏の土地を譲受人 [] 氏に売買するものでございます。場所は東部工業団地公園の海側となります。間違いありません。よろしくご審議お願いします。

議長 議案第2号の通り番4について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、通り番1から4については原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第2号について、原案通り可決し県に進達いたします。

議長 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてですが、福岡県農業振興推進機構を通した所有権移転関係になります。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案3号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について原案通り承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第3号については原案通り可決することにいたします。

議長 以上をもちまして本日の全議案の審議をすべて終了いたしましたので、これをもって8月の定例総会は終了いたします。

議長 閉会の宣言

10時20分閉会を宣言する。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なき事を証するためここに署名する。

令和 2 年 8 月 12 日

議長

音木一巳



6番委員

吉永新一



7番委員

戎毛直



